

令和8年度 いじめ防止基本方針

青森県立弘前第二養護学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童生徒が、意欲をもって充実した学校生活を送ることができるよう「いじめ防止対策推進法」及び「青森県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめのない学校の実現を目指し、弘前第二養護学校の「いじめ防止基本方針」を策定した。

全教職員が、児童生徒が発しているサインを見逃すことがないように「もしかしたら自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない」という危機感をもって常に児童生徒と接し、教職員相互の情報交換を行い、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組んでいく。「いじめは決して許さない」「いじめる側が悪い」という認識を児童生徒や教職員がもち、基本的な考え方や具体的な対応等についての体制について定める。

1 「いじめ」とは（法令第2条：いじめの定義を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるので、その訴えを真摯に受け止め、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめの未然防止について

〈児童生徒に対して〉

- ・児童生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・思いやりの心や児童生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを、学校生活全般を通して育む。
- ・「いじめは決して許されない」という認識を児童生徒がもつよう様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることと同じであることや「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

〈教職員に対して〉

- ・児童生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級運営に努め、児童生徒との信頼関係を深める。
- ・児童生徒が自己実現を図れるように、こどもが主体的に活動できる授業を日々行うことに努める。
- ・児童生徒の思いやりの心や命の大切さを育む指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることを、様々な活動を通して児童生徒に

示す。

- ・児童生徒一人一人の変化に気付く、敏感な感覚をもつように努める。
- ・児童生徒や保護者及び関係機関からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。また、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学部や同僚への協力を求める意識をもつ。

〈学校全体として〉

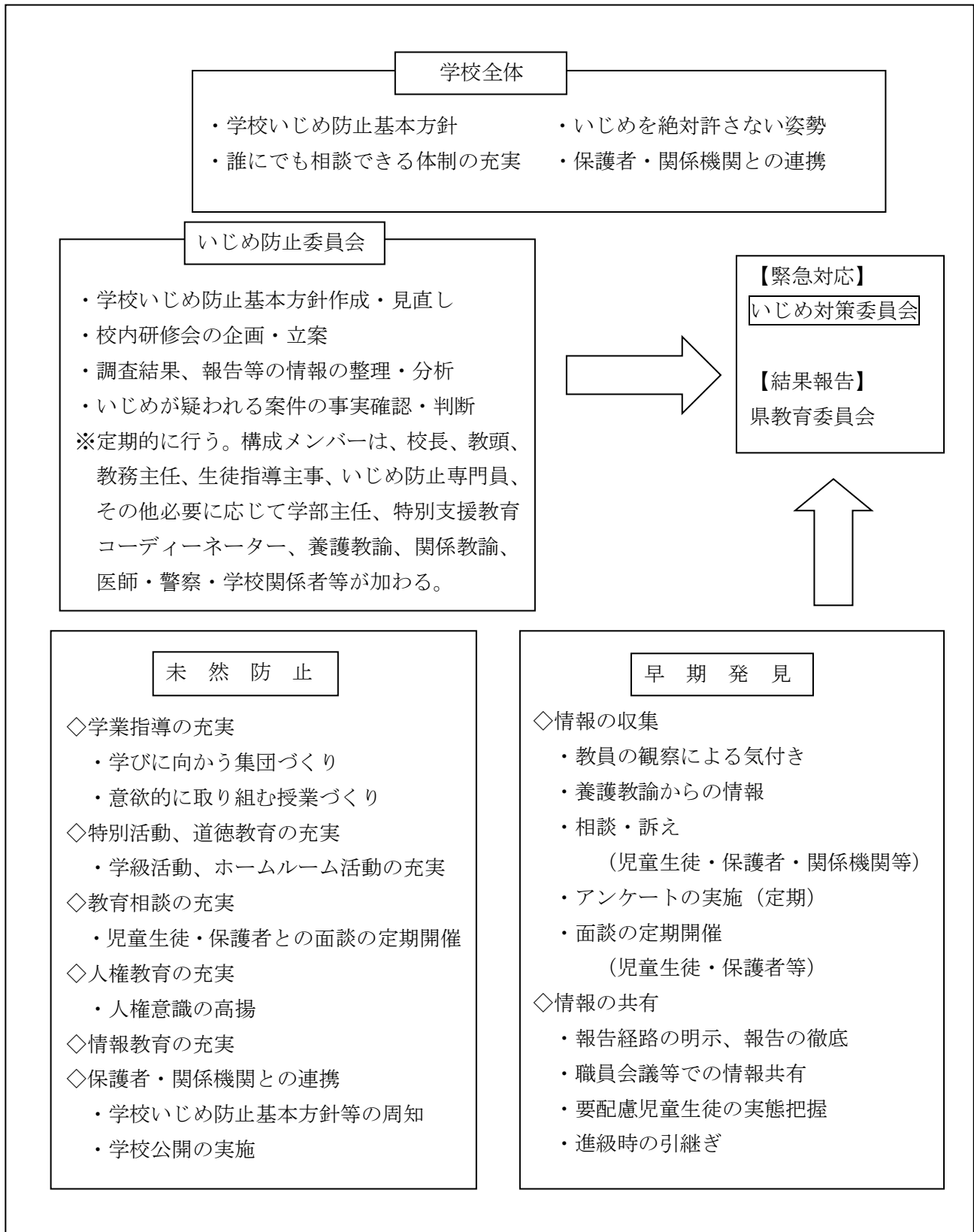
- ・全教育活動を通して、「いじめは決して許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を実施し、結果を教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・学校として「いじめは決して許されない」ということと「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童生徒に伝える。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

〈保護者・関係機関に対して〉

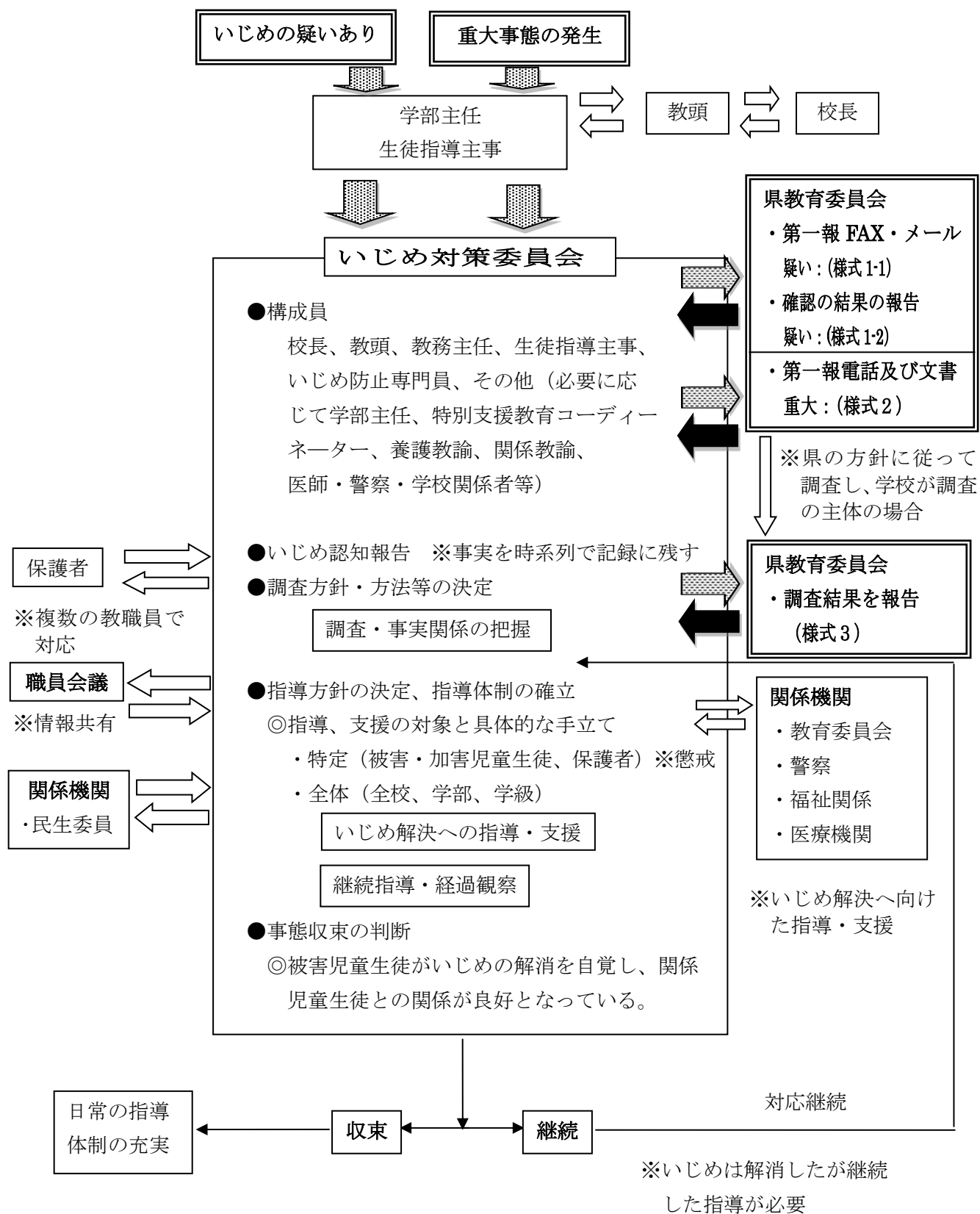
- ・「いじめ防止基本方針」の周知を行う。
- ・児童生徒が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することをお願いする。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・関係機関の連携を深めることが大切であることを機会を捉えて伝え、理解と協力をお願いする。

3 校内体制について

(1) 日常の指導体制（未然防止・早期発見）



(2) 緊急時の組織的対応 (いじめへの対応)



4 いじめの早期発見について

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応する。

(1) 緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めるとともに、いじめられている児童生徒や報告した児童生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) 情報の共有

児童生徒の些細なサインを見逃さず、教職員で気付いたことや児童生徒、保護者、地域等からの相談を確認し、情報共有を図る。また、要配慮児童生徒の実態を把握し、進級時は引き継ぎをしっかりと行う。

(3) 相談体制の整備

誰にでも相談できる場や雰囲気づくりをする。

(4) 定期的調査の実施と評価

①児童生徒・保護者アンケートの実施（児童生徒・年2回、保護者・年1回実施）

②保護者からの聞き取り調査の実施（保護者面談の機会を利用し年2回）

③定期的調査結果の評価（2月に実施、その他必要に応じて）

④アンケート調査の保存

児童生徒卒業後3年間とする。ただし、重大事態の調査に係る記録等は卒業後5年間とする。

5 いじめへの対応

(1) いじめ情報のキャッチ

①本人からの訴え及び保護者、関係施設職員からの情報提供や目撃等で、いじめ情報をキャッチした場合は、いじめの内容について、聞き取り等を行い、情報を記録する。

②確認した内容を学部主任、ハートフルリーダー（生徒指導主事）、教頭へ確実に連絡する。

③校長の意を受け、ハートフルリーダーは、早急に「いじめ対策委員会」を開催し、いじめの調査認知及びその後の事案対処について話し合いをもつ。

(2) 児童生徒への対応

①いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援する。

②いじめている児童生徒への対応

「いじめは決して許されない」という毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を行う。

(3) 関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけではなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、結果的にはいじめに関わっていることと同じであることを自覚させる。いじめに気づき、いじめを止めさせる雰囲気づくりを指導する。

(4) 保護者への対応

事実関係を確実に伝え、同様のいじめが二度と起こらないようにするために、学校での指導や家庭での対応の仕方について共通理解を図る。

(5) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をするこ
とが重要である。

①県教育委員会との連携

②警察との連携

③福祉関係との連携

④医療機関との連携

6 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める^{おとし}、行為をする掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

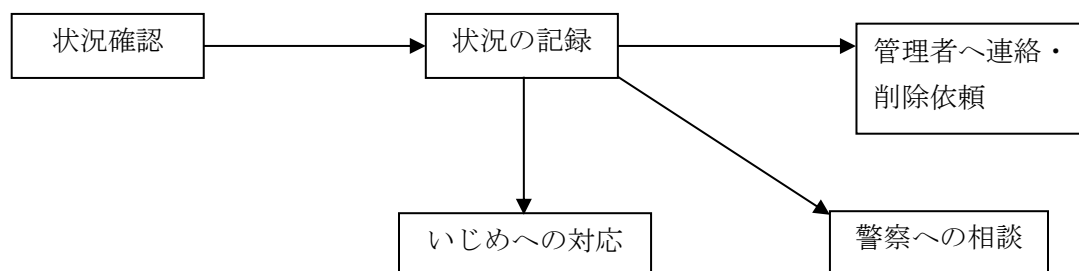
②情報教育の充実

③ネット社会についての講話の実施

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

②不当な書き込みへの対処



7 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
- (2) いじめを受けていた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
- ②児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

(2) 重大事態の発生と調査

いじめの重大事態については、青森県いじめ防止基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(3) 重大事態の報告

重大事態が発生した際は、県教育委員会の定める手続きに従い、速やかに県教育委員会に報告する。

(4) 児童生徒や保護者からの申立て

児童生徒、保護者からいじめによる重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たり、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。